

岩手県告示第 404 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所、薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 5 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
田中循環器内科クリニック	盛岡市永井 22 地割 29 番地 6	平成 19 年 3 月 31 日
有限会社おおぞら薬局	釜石市大渡町二丁目 6 番 9 号	〃
中谷レディースクリニック	釜石市只越町一丁目 5 番 9 号	〃